

様式第1号 (給付金交付申請書)  
(安定雇用促進スキルアップ給付金用)

年 月 日

(あて先) 山 形 市 長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(有職者の方は勤務先 \_\_\_\_\_ )

生年月日 昭和・平成 年 月 日

(窓口対応者記入欄：本人確認済 )

安定雇用促進スキルアップ給付金交付申請書

令和4年度において、安定雇用促進スキルアップ給付金 \_\_\_\_\_ 円を交付されるよう、山形市補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により、関係書類を添え申請します。



## 【必要書類の提出について】

申請者本人は、教育訓練講座修了日から6か月以内（3月のみ令和5年3月31日まで）に安定雇用促進スキルアップ給付金交付申請書（様式第1号）に次の書類等を添付のうえ、市に申請してください。なお、申請書には日付・給付金額は記載しないでください。

### ◎添付してもらう書類等の一覧

チェック	提出書類等	利用目的
	免許証またはパスポート	申請者本人の確認
	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保険者通知用) 様式6の3(2)、または雇用保険受給資格者証、または離職票（※該当する方のみ提出してください）	失業状態の確認
	求職申込書（ハローワークカード等） （※該当する方のみ提出してください）	求職活動の確認
	教育訓練修了証明書 【別紙様式（安定雇用促進スキルアップ給付金用）で指定教育訓練実施者が証明したもの】	教育訓練修了の確認
	教育訓練経費の領収書（コピー不可）	経費確認及び国の制度との重複給付回避
	補助金の入金を受ける通帳またはキャッシュカード	振込先の口座確認
	口座振替請求書(手続きの際に窓口にてご記入をお願いいたします)	口座振替の請求書
	朱肉の印鑑（窓口にて関係書類に押印いただきます）	申請書・請求書押印

### ◎お問い合わせ・申請先

山形市商工観光部雇用創出課（市役所本庁舎 6階）

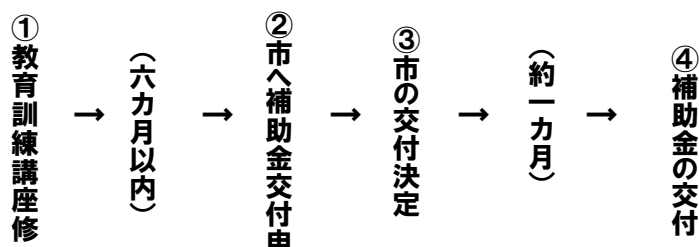
雇用労政グループ

電話641-1212 内線411

### ◎Eメールによるお問い合わせ

[koyou@city.yamagata-yamagata.lg.jp](mailto:koyou@city.yamagata-yamagata.lg.jp)

### ◎申請手続きの流れ



※ 補助金交付申請は、  
令和4年4月1日から  
令和5年3月31日までと  
なります！！

(参 考)

申請書が受理されてから次の通知が、本人あてに通知されます。

雇 創 第 号  
令和 年 月 日

様

山 形 市 長 ⑩

令和4年度安定雇用促進スキルアップ給付金の交付決定及び額の確定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請がありましたみだしの給付金につきましては、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定するとともに、同規則第14条の規定により給付金の額を確定しましたので通知します。

給付金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。

記

1 給付金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 交付の条件

(1) 山形市補助金等の適正化に関する規則第7条第1項の規定を遵守してください。

(2) 山形市監査委員の監査を受けることがありますので、関係書類を事業の完了日が属する年度の翌年度から起算して5年間は整理・保存してください。